

六月十日(第三日)

一 開議及散會時刻 自十時三十分 至十四時十五分

二 出席議員次 通り下あり

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	九	香米 頃清	六	香 当山 伸太郎
二	岸泰利	一〇	香 本正	七	美 益盛
三	佐喜真 慎祐	一一	花 政清	八	稻 嶺 益三
四	中山 勝豊	一二	中 里 幸助	九	善 里 政行
五	安 里 長朝	一三	山 本 利益	一〇	柳 原 正賢
六	峰 岡 健一郎	一四	山 本 朝徳		
七	知 花 正次	一五	天 久 盛雄		
八					

三 出席議員次 通り下あり

三 審 評 佐 真 一

四 市町村自治法第六十條の規定に依り 會議事仲説明を了りし 席上記者の次通りである

村 長 仲村 春勝 財政課長 当山 全喜
 助 役 美屋 莫徳 経済課長 澤 山 宇一
 収入 役 仲村 春松

五 會議事仲の次通りである

議案第一号 宜野湾村職員定数条例改定について

議案第二号 宜野湾村部課設置条例について

議案第三号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宜野湾村役所

六	議事日程の次を通り(書記をして朗読せしめた)
日程第一	議案第三二号 (第一読會可決)
日程第二	議案第三二号 ()
日程第三	議案第三二号 ()
七	會議の顛末
議長再南宣言(十時五十分)	
出席十七名で議會が成立します。下議會を再開致します。	
議長 日程第一議案第三二号 宜野湾村職員定数条例設定について	
御説明を願います (書記をして朗読せしめます)	
助役 條例の設定については、従来は定数條例があつたが、自治法の改正後は補助機関としての吏員その他職員となり(第一吏員定数は)であつたが、改正後(職員全部の定数)といたう必要があつた	
教員事務分量からして定数も増さねば自治行政のスムーズなる運営が不可能で今後の運営に支障す。自治法の改正に伴ううたつた方である	
議長 御質疑疑問はありますか	
一七番 その他は職員とほ	
助役 政府でも事務、技術吏員の補助職員がそでに含まれる。その他運轉車、電話交換機下給化もその他職員となる	
一五番 前日課長書記、技手、その他にあり、吏員、技術、その他	
とつておきか、相違はどのようですか	

宜野湾村役所

助役	その他もあまふ改正事務のものに改正後も含めたの下補助機関として事務吏員技術吏員とその他余り吏員に含ませるもの
一〇番	本條例三九人の訂正一人で一人の増で、大ニメの増にらるが事務面で訂正された増す必要があるか。
助役	訂正にたつておまが一名臨時がおいて合計三七名となるが仕事はやり切れぬ。新課設置をすすこと、仕事を打つちりやること、公報徴税等の充實を計る目的である
ニ番	二〇名を具體的増の分の説明を願いたい
助役	新課五名、財政三名、軍用地一名、公報一名、現在職員一人の事務分量、資料も提出願いたい
助役	予算と関係し、関係し、関係して提出せよと云うことか、軍用地に財政から応援して自分の職員を人に貸してあまふを取りがせせ日二人位は消さと思ふか、二人は消さ、一人は
助役	土地本員の仕事は村をやつておろすのである
一三番	軍用地本員は分り合されては、本員會の仕事は村がやさべからず、地村の創口は人なりか
助役	事務もあまふ行政事務であらうで、村のべらねならなるといふ事でも然、村がやさべからず、村の事務の応援で力形である
一三番	土地本員會より村長をあたし、その名を引いて、それで押すのでなく、村を増やしてもいい

宜野湾村役所

一 二 番	未だのりしりしり。停止の場合。とんち支障があるか。
村 長	停止した場合。金を村がやると。両方とり。或る程度やりわはらう。乃り税金のやるといふかと思ふ。
一 三 番	軍用土地委員会。土地も軍用土地関係事務が多い。千枚料も。國定資産税。重複納付になる。
村 長	特と軍用地の事務が多いので。両方必要のとり考える。
一 四 番	村から委員会へ。委員会から来て。村から何名をゆつておきか。二名。土地連會より置くと。重複にならと思ふ。うう下。地主の地料を減らすと。が自助で結論といはどうか。
土地委員長	委員会より村にうつして。一人分を引受けて。なるなら。な長かと思ふ。
一 五 番	地主負担を軽減。はひひで。やらねばならぬ。
土地委員長	補償事務が多いので。並普通の仕事は少ない。二れで一応決定。とと思ふ。
議 長	不毛局設置。政府の撥付。カカが困難となり。連合会が必要。考ふ。二番。委員関係。地主法院から日ゆりれた。
一 五 番	大体現在。の段階。かうして。補償の莫も終り。もう少し。どの話。しりあすし。村内。各委員会。の仕事。は。委員会。から。二番。委員。一三番。委員。の。通り。二重。三重。の。負担。して。おり。それで。本村。では。兼地。番貸。貸料。として。地主。向題。の。経済。面。もあり。委員会。の。面。が。村。で。やる。必要。がある。
議 長	休憩。致。し。ます。(千枚の時)。分)

宜野湾村役所

二 番	村自体で行う土木事業、区に訴す。土木事業とは、
助 役	政府より、村自体のみの算も含めて、後日全て各部落に 灯する設計等々や、村道の認定等も所収される。
二 番	新しい構想で補助金を取らば、区に手かせたりして、 水道事業が認可にできると、水深の上昇もあろうで、水道費に 人件費は取らざるを、
経済課長	租当部課中村下、水ニ、地ニ、土地の整理も入りあろうで、 給水の浄水場も軍用地に建てられている。軍用道路も通す 水は落ちるに、
二 番	水道事業予算はどれ位とあるか、今でも平版日ど 二が取らねばならぬ。
経済課長	その言った任事は経済課の職員をやっておく、区が、土木に見て おらねばならぬ、それだけ時間助にやろうかあると思ふ。
二 番	増資のたぎに、幾れかお増にはなろうか。
助 役	二割下、課金、送電、技新、消防等が増す。
二 番	幼いころ井に落ちるが、そのうちお水は、
助 役	予算書にどうするか、それより増かおれば、それよりあつて、やぶ、 おらく、貸付助は必要だからある。
一五 番	一名増すと、どうして、事務室は新庁舎があるか。
助 役	おら、
二 番	技術事務の救う配分、
二 番	今までも成入、確保をために、行政当局が責任がどうあるか。

宜野湾村役所

議 長	再南致しませす(午後三時四分)
議 長	日程第一議案第一号宜野湾村部課設置條例制定案を何議致しませす
	書記をして朗読せしめませす
議 長	御説明願ひませす
助 役	理由を村にた通りであらう下別にない
議 長	質疑に入らませす
一 三 番	各課の分掌事項をわけて、総務課建設課地課に属する事項とある如何、建設課のものは、村の服務規則とらば、関連するもの
助 役	四条の審査會規則によつての関連と記憶するが、これにはあり、それにはないので、事で、地課に属しない課として長いか
助 役	規則はこれの細部の分である
一 七 番	土地関係は財政課に関連するが、土地の明末になり用は
村 長	土地を他とらつており
議 長	八番議員の出席を報告致しませす
一 二 番	建設課の土地収用は、それの工事かおき場合の事であらうか
助 役	土地を他、名義等も規則(細部)にきめて行きたらうか
大 番	土地収用は、軍用地に入りつておるか
助 役	軍用地に入りつておるか

宜野湾村役所

議	長	此審議員の出席を報告す。
一	審	度量衡の調査は政府で行われ、町村事務として必ず必要である。
八	審	建設課に都市計画に関する事項があるが、現在では理由現在で、今年下将来市昇格に伴う事もあり、将来を予想して必要と考へる。
助	役	審の部課設置條例を登載して設置することをおすが、三條のりやを簡單にわづかそうらつておるが、右の庶務規則、部課設置の合算と思ふが如何、規則の改正を伴うか。
助	役	部課の分掌は村長が決める事の事もあるが、下議會とも関係して行ふことはいふを待たして、行つたは、今お話し通り。
一	審	右の庶務規則と比較す。
助	役	右の庶務規則に役半日その地に含めて行ふたい。
二	審	財政の収入支出の事務前と理解してまじりか。
助	役	右の通りである。
三	審	収入支出で判明するが、雑部金を正収入に併せ保置して、右の事業がどうなるか、今右の調査の対象もなされぬが、どうなるかと思ふが、今後の向類もあつて、付つきりさせておきたい。
助	役	雑部金、中山村の恩給組合、渡集徴収の類等があるが、町村に於いては、雑部金に身り得ない。
二	審	雑部金についての法令の説明を願う。
助	役	右の通りである。一町預りの金が、雑部金である。

宜野湾村役所

一八	番	総務の方針より下、文書、保管事項を除かれておる。それ を入手の理由。
一七	助役	細則で具体的に例記しようと思ふ。
一七	番	二番議員の意向とも関連して推部金の奇附金等、紐 切りのものは推部金として良し。
一七	助役	適当な事項である。指定のある分、指定のない分、干草化 もいれたい。
一七	番	年度も同じ場合は。
一七	助役	積立金制度と関連して考えておわ。
一七	番	殊んど質疑もつた称であり、下、質疑打ち切り、動議 を提出しなす。
		賛成と唱うものあり。
一七	議長	質疑打ち切り、動議が提出され、動議は成立してあり、 採決打ち切り、言ひでせうか。
		要議なしと呼ぶあり。
一七	議長	御異議がない称であり、下、質疑打ち切り、 討論願ひます。
一七	番	先づ決定は議案とも関連するし、事務分掌も、明 確とあり、下、原案に賛成します。
一三	番	年々人口が多くなる。村の全産業建設の課設置が必 ず下、賛成。
一八	番	建設課の都計に因する事項を消すより、賛成、都市

宜野湾村役所

議 長	訂議中の事については、たゞ部訂に關する事項を記しても無 味であるので、部訂に關する事項を消す、修正案を提出します。
議 長	替成と唱へる事は、
議 長	修正動議が否決されたら、他に替成者がないので、動議は消さず、 原案を替成。部訂には要体的な話で、構想は又原案を 以て進め、實施の面では次に條例を改正の必要がある場合出て来 れば、世中が所有主の誰かにならなくてはならぬ方がよいと思つ
議 長	今から再議の職員配置にやゝ必要がある
議 長	特委委員會において、一ヶ月前より分るかも知らぬが二番目 は部訂に重要であるので、消す必要はない。
議 長	他に御意見があるか、稱ひありますので、討論を打切ります。 (白し)
議 長	採決致します。
議 長	原案に替成の方は、挙手願ひます。
議 長	挙手した方の一八名で替成多数でありますので、議案第 二号宜野湾村部設置條例設置案を可決決定致し
議 長	日程第三議案第三号宜野湾村職員給与に關する條例の 一部を改正する條例について、付議致します。
議 長	書記をして朗読させます。
議 長	御説明願ひます。
議 長	額におおむね換算して不可成の状態、職務の変更等が主である

八	番	その他職員とは何か
助	役	臨時職員日米三條のみで、その他職員ではない
一	番	質疑は議題の序に進めてもらうこと
一	番	議題については適当だと判断されるときは、村長としてはどう思うか
村	長	おく内口まじりと思つた
一	番	中部的市町村の状況はどうか
一	番	貨幣の換算の場合に少し差が違ふが
助	役	端数は出来るだけ整理したい
議	長	休憩致します(午後三時四十分)
一	番	再開致します(午後三時四十分)
一	番	支給に關する條例で、日給その他の方法はどんどうか
		條例には全部関連するものは、改正以外のものとして
		ある
一	番	一番最後の日給で支給すると解して良いか
一	番	さうである
一	番	期間を定めてでもおろすか臨時職員の場合はどうか
一	番	期間を三月以内、三月月で入れるべきかと
一	番	契約の改正による職員も含めて
助	役	革新的、革新的の含まれておろす下、是非必要である
		今の状況は革新的である
一	番	第五條の項の場合、最高のわくがどう場合、飛びあ
		て昇給出来るか

宜野湾村役所

一	番	村長直屬の課と見做す
二	番	各課の事務分量は全部にやらずもろりた
三	村長	彼所が事だり水たぐ、部落會長の性格もろろ下
四	番	質疑で意見も加子おさず、村長は給米に關係して、正長 受り集りがあつて、その話で部落會長の給米も安かり働ける いとり話では、一体正長はどの位の事務を取らあかか向類 である、全慶日さばり、常勤が非常勤の判明させた 使命は推薦によつて、やそ、部落から推薦したものは、全部 認めてあり、それでは、バトン名手か、今後更めて 行かれ、必要があか、彼所は給米は安か、能力もあつたり は入る、二つがどいなりか
五	議	差別は任四時であり、時間延長して、良りでせうか 要議らしと呼がもろり
六	議	榎要議が、村であり、すうで、継続決定します
七	村長	職員の給米に、向して、別として、正長の本業の適役は、正長が推 薦すれば、やも必要がある、
八	番	職員は、大目由米、たて、その人採用した、その場合、事務に当 る、へり、課長に、話し合、て、違、て、ある
九	番	給米が、少、さ、り、その程度、の、職員、しか、採用、出来、ない
十	村長	大部分は、越、え、る、こと、は、思、う、下、今、所、は、夫、上、も、や、る 村、の、事、は、あ、つ、て、三、れ、で、良、い、思、う
十一	番	正長の身分は、その、地、帯、勤、の、職員、と、な、る、か、

宜野灣村役所

村長	法令とかけあはせしむる
議長	休憩を致しませ(千位四時一十分)
議長	将南致しませ(千位四時三十分)
一七番	先程から区長の制度がけつりしむる事で、第二三条を、 国保もあが、もう少し検討して改正案を出されたり、 これを二心認めせしむらつて、今も所々御意見として保留して
村長	職名に同様研究したい
一八番	課長を等しいのは、どう言う意味か、 職名を等しい問題もあつて、規則では是つりてあつて、 課長も職名を等しい下、事務更員でも課長、課長を給米 を明文化する方が必要と思ふ、技術、事務更員も、合 水でおきおきする、 一五番 最高額はどう言う風にして決められたか、技術更員が 依然として、額をはずす必要があるか、どう言う言葉に 技術更員に對する見解はどうか、 村長 技術職員に當つた事がある、 八番 提案者の意志をもう少し付つきせたいか、説明による と少話してあつて、予算上の問題と解さるゝか、 一六番 区長の陳情にも関連する、 ある案件が意味がある、 困りも有り、 技術更員の最高額もある、 村長 村長の了解を得ておれ、 やうな事あり

宜野湾村役所

議 長	並清が出席して判明するものと思う。否決されておろすが後
議 長	檢討願ひである(十位四時五分)
議 長	休憩致しませう(十位四時五分)
議 長	再開致しませう(十位四時五分)
二 番	政府の方では、この場合判り職員の事は自治法第一
三 番	三九条に言及するのは、他の職員とは判りある。後述して
判 査	判例三條例設是よりおろす下。区長の給米の中で定める
判 査	取上と思ふ。分りまことに於て判りに支障ありと思ふ。
二 番	改正案も提出しよう。区長の給米も消す。
判 査	條例第三條特別職区長の区長を消す。
判 査	條例第三條特別職区長の区長を消す。
判 査	條例第三條特別職区長の区長を消す。
判 査	区長の給米と判りに区長を定める。
判 査	條例第三條特別職区長の区長を消す。
判 査	以上を修正案にすれば、あまほ保留する必要もなかり下。賛成を
判 査	以て之れが、修正案も提出致しませう。(賛成、唱り、おろす)
議 長	動議を成しおろす。外に御意見はありませうか。
一 番	区部改定、技術吏員と専門的立場がらませう。
一 番	修正案も動議を提出しよう。
一 番	最高額、七三半。
一 番	賛成と唱り、おろす。

宜野湾村役所

議 長	修正動議を成立しております。
一三 番	現在働いてる課長給にしたい。
議 長	休憩を致します(午後四時四五分)
議 長	再開致します(午後五時二分)
一七 番	技術員修正動議を撤回。 理由、その理由でございませ、五八井に十人おりますので、原案通り結 構と思っておりますので撤回致します。
議 長	又今一七番議員より修正動議を撤回がおりますが、戻りませうか。 御異議がある様でござりますので、撤回を決定致します。
議 長	他に御意見がある様でござりますので、討論を打ち切ります。
議 長	採決致します。
	三番議員より修正案に賛成の方举手願います。
	挙手した方の(三名)で少数でありますので、否決になりました。
	原案に賛成の方举手願います。
	挙手した方の(一五名)過半数でありますので、議案第三。
	津野野村議員の給与に関する條例の一部を改正する條例 は原案通り採決決定致します。
議 長	本日の日程はこれを持って全部終了致しました。明日は 午後十時より再開する予定です。
	では本日はこれにて散會致します(午後五時一分)

宜野湾村役所